

市立四日市病院人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務プロポーザル実施要領

1. 目的

地方公務員法の一部改正により、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として職員の人事評価を行うことが義務付けられたことに伴い、市立四日市病院において、職員に期待される業務の達成度や能力を評価し、処遇に公正な形で反映させ、能力の開発や人材活用及び働きがいのある職場作りに役立てることを目的として、医師及びその他職種の人事評価制度の導入にかかる業務委託について、専門的知識を有した事業者をプロポーザル方式にて選定する。

2. 業務の概要

(1) 業務内容

市立四日市病院人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務

(2) 評価制度対象者数（平成27年8月1日現在）

医師 155名

その他職員 713名（看護師、コメディカル等）

(3) 契約予定限度額

5,000,000円

(4) 履行期限

契約日より平成28年3月31日

(5) 事務局

市立四日市病院 総務課 総務係

住所：〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

電話：059-354-1111（内線 5213）

FAX：059-352-1565

E-Mail：byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp

3. スケジュール

平成27年8月21日（金）：公告

平成27年8月27日（木）：質問の受付期限

平成27年8月31日（月）：質問回答

平成27年9月 4日（金）：参加申請書・企画提案書の提出期限

平成27年9月25日（金）：審査結果通知

4. 参加資格

(1) 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- ① 400床以上の公立病院に対する人事制度コンサルティング契約実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 参加申請書の提出時に、国、三重県及び四日市市から指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 法人等又はその役員(法人でない団体の代表者等の定めがあるものの代表者等を含む。以下「役員等」という。)が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等に暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が就任していること。
 - ウ 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること。
 - エ 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること。
 - オ 暴力団又は暴力団員等が法人等の経営又は運営に忠実に関与していること。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること。

5. 質問及び回答について

(1) 質問の提出方法

質問内容を簡潔に記入し、電子メールにより提出する。(電子メール送信後、受信確認のため電話連絡を行うこと。)

なお、件名は、「市立四日市病院人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務プロポーザルに関する質問(事業者名)(質問日)」とする。

(2) 質問の受付期間

公告日から平成27年8月27日(木)午後5時必着

(3) 回答

回答は、平成27年8月31日(月)午後5時までに、ホームページにて公表する。

(4) 質問提出先

市立四日市病院 総務課 総務係

E-mail: byouinsoumu@city.yokkaichi.mie.jp

電話: 059-354-1111 (内線 5213)

6. 書類の提出

(1) 提出書類

様式番号	様式名称等	部数
様式1	参加申請書	1
様式2	企画提案書	10
任意様式	企業概要書 【添付書類】企業概要の確認できる資料（パンフレット等）	10
任意様式	財務諸表	1
任意様式	業務実績表 【添付書類】履行が確認できる資料（契約書の写し等）	10 添付書類は1部

(2) 提出期限

平成27年9月4日（金）午後5時必着

(3) 提出部数、記載方法

- ① A4の片面印刷で各1部提出すること。
- ② 企画提案書は、A4サイズ30枚程度にまとめ、左上クリップ止めとし、ページ番号を記入し、各10部提出すること。説明資料の様式については特に定めはない。

(4) 企画提案書の記載内容

- ① 仕様書を参考に、以下に掲げる内容について記載すること。なお、企画提案にあたっては、以下のア及びイの職種ごとに記載すること。
 - ア 人事評価制度（医師）の構築
 - イ 人事評価制度（医師職を除く職種）の構築
- ② 業務提供スケジュール
- ③ 見積書とその積算資料
- ④ 本業務実施の組織体制
 - ア 本業務を担当する責任者及びスタッフの編成と人数
 - イ 本業務を担当する責任者及びスタッフの役職、公的資格及び業務経歴
- ⑤ 本業務を実施するにあたっての手法（委託者と受託者の役割分担を明示すること。）

(5) 提出方法

提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(6) 提出場所

市立四日市病院 総務課 総務係

住所：〒510-8567 三重県四日市市芝田二丁目2番37号

7. 審査方法等

(1) 委員会

審査方法や審査基準の策定並びに審査は、市立四日市病院人事評価制度導入にかかるコンサルティング業務受託者選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(2) 審査の実施

- ① 委員会の委員は、提出された企画提案書等の書類により、審査基準に基づき採点を行う。
ただし、委員が必要と認める場合には、提案事業者による企画提案書説明（委員によるヒアリングを含む。）を実施する場合がある。この場合の日時及び場所については、別途通知する。
- ③ 審査で最高点を得た者を最優秀提案者に決定する。なお、最高点を得た者が2者以上となった場合は、プロポーザル審査基準の審査項目⑤見積価格の得点が高い者を最優秀提案者として決定する。

(3) プロポーザル参加者が1者の場合において、当該参加者の企画提案が本要領及び仕様書の要件を満たしているときは、その1者を契約候補者として決定する。

(4) プロポーザル審査基準

評価項目	評価の視点	配点
①業務遂行能力	類似業務における実績は十分か	20
	公立病院の人事評価制度に関する知識や技術は信頼できるか	
②業務実施体制の適切性	適切に指導、助言が受けられる体制となっているか	20
	技術者の人的配置など業務実施体制は適切か	
③業務実施手法の有効性	仕様書との整合が図られているか	40
	業務の役割分担（病院と受託業者）は妥当か	
	提案内容は、具体的な手法であり、かつその効果は期待できるか	
	提案された研修内容は、対象者が十分理解できるものか	
④業務実施スケジュールの妥当性	業務実施のスケジュールは適切か	10
⑤見積価格	契約予定限度額の範囲内で、より安い金額となっているか	10

(5) 審査結果の通知

平成27年9月25日に、企画提案書提出者に対し、FAX又はEメールで「審査結果通知」（後日、書面を郵送）を送付する。なお、審査結果の問い合わせには一切応じない。

(6) 審査結果の公表

平成27年9月30日までに、市立四日市病院ホームページに結果を公表する。

8. 経費の負担

参加申請書及びその他本プロポーザルの参加に関し要する経費は、参加者の負担とする。

9. 契約交渉の相手方

最優秀提案者を本事業の契約交渉の相手方として確定する。ただし、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

10. その他

- (1) 提出された書類は、審査に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 市立四日市病院は、提出された書類を業務受託者選考審査以外の目的で使用しない。
- (4) 提出された書類及び審査結果は、四日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、開示の対象となる。
- (5) 参加者は、審査結果に対し異議を申し立てることはできない。
- (6) 本要領の実施及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (7) 本プロポーザルの実施において知りえた個人情報については、他に漏らしてはならない。
- (8) 参加申請書及び企画提案書が次の項目に該当する場合は、無効となることがある。
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ② 別紙仕様書に示された条件に大幅に適合していない場合
 - ③ 提案項目として記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ⑤ 委員または関係者に対して、直接または間接的に不適切な接触を求めた場合
 - ⑥ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合